

高槻市後援名義の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、後援名義の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「後援名義」とは、市長が、団体の行う事業に対し、その趣旨に賛同し、及び応援の意を表して支援するため、使用を認める市の名義をいう。

(承認の要件)

第3条 市長は、第1号に規定する団体が、第2号に規定する事業を行う場合に、後援名義の使用を承認することができる。

(1) アからエまでのいずれかに該当する団体のうち、オに該当するもの

ア 国又は地方公共団体

イ 国又は地方公共団体が構成員となっている団体

ウ 市内での活動実績がある現に継続して活動している団体であって、定款、規約、会則その他の当該団体が定めた規程により運営され、当該団体の設置目的が明らかであるもの

エ その他市長が適当と認める団体

オ 次のいずれにも該当しない団体

(ア) 高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）

(イ) 第7条の規定により後援名義の使用の承認を取り消されたこと又は第8条の規定による報告を行わなかったことがある団体のうち、市長が後援名義を使用させることが不適当であると認めるもの

(ウ) その他市長が後援名義を使用させることが不適当であると認める団体

(2) 次に掲げる要件（ウからカまでに掲げる要件のうち、市長が事業の内容及び団体の状況を考慮して適用する必要がないと認めるものがあるときは、当該要件を除く。）のいずれにも該当する事業

ア 市の施策の推進に寄与すると認められること。

イ 公共の福祉の向上に寄与し、及び公益性を有すると認められること。

ウ 市内で実施されること。

エ 広く市民を対象とすること。

オ 営利を目的としないこと。

カ 継続して3回以上実施されていること。

キ 宗教的色彩を有しないこと。

ク 政治的色彩を有しないこと。

ケ 暴力団、高槻市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団密接関係者の利益となり、又は利益となるおそれがあると認められないこと。

コ 後援名義の使用を承認すべきでない特段の事情があると認められないこと。

（承認の申込み）

第4条 その実施する事業において後援名義を使用しようとする団体は、後援名義使用申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、事業を実施する日の1か月前までに市長に申し込まなければならない。ただし、市長は、当該書類の一部につき添付の必要がないと認めるときは、その一部を省略させることができる。

(1) 事業の計画書

(2) 事業の収支予算書

(3) 後援名義を使用しようとする事業の直近の実施内容を証する書類

(4) 定款、規約、会則その他の団体の概要を証する書類

(5) 団体の代表者、役員その他主要な構成員が記載された書類

(6) 団体の活動実績が記載された書類

(7) 要件申立書（様式第2号）

(8) その他市長が必要と認める書類

（承認等の通知）

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合には、その内容を審査し、後援名義の使用を承認するときは後援名義使用承認通知書（様式第3号）により、承認しないときは後援名義使用不承認通知書（様式第4号）により、それぞれ当該申込みを行った団体に通知するものとする。

（承認条件等）

第6条 市長は、前条の規定による承認をしようとする場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 前条の規定による承認を受けた事業（以下「承認事業」という。）の実施において生じた事故、災害及び損害については、承認事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）の責任で処理すること。

- (2) 承認事業を中止し、又は承認事業の内容を変更する場合には、事前に市長に届出を行い、その承認を受けること。
- (3) 市長の求めに応じ、書類その他の物件の提出又は提示をすること。
- (4) 暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に対し利益を供与しないこと。
- (5) この要綱に定める事項を遵守すること。
- (6) その他承認事業の内容に応じて市長が特に必要と認める条件

2 市長は、実施団体に対し、前項の規定により付した条件に関し必要な指示を行うことができる。

(承認の取消し)

第7条 市長は、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、後援名義の使用の承認を取り消すことができる。この場合において、実施団体に損失が生じたときは、市は、その損失を補償する責任を負わない。

- (1) 後援名義の使用を承認した後において、第3条に規定する承認の要件に該当しないことが判明したとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により、後援名義の使用の承認を受けたと認められるとき。
- (3) 前条第1項の規定により付した条件に反したとき。
- (4) 前条第2項の規定による指示に従わないとき。
- (5) その他後援名義を使用させることが不相当と認めるとき。

(報告)

第8条 実施団体は、後援名義使用承認事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げるものを添付し、承認事業の終了後1か月を経過する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 承認事業の収支決算書
- (2) 承認事業に係るポスター、チラシ、パンフレットその他の広告物のうち、後援名義が記載されたもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、後援名義の使用に関し必要な事項は、後援名義の使用の承認に係る事務を所管する部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

この要綱は、令和3年3月8日から実施する。

この要綱は、令和6年10月9日から実施する。